定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年三月二十六日当社が発行する株式すべてに係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する決議を行うので、可決された場合当該定款変更は平成二十六年三月二十六日に効力発生し、当社の株券は同日において無効となります。

平成二十六年二月二十七日

神奈川県横浜市中区海岸通三丁目九番地
丸池海運株式会社
代表取締役　鈴木　泰彦

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。なお、効力発生日は平成二十六年四月一日です。

また、当社は、平成二十六年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年二月二十七日

京都府舞鶴市字福来小字大道八九三番地一九
株式会社三晃建設
代表取締役　岩﨑　光夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年二月二十七日

広島県呉市阿賀南七丁目一番五六号
広島ガス呉販売株式会社
代表取締役　垣村　俊文

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年三月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年二月二十七日

広島県呉市広長浜二丁目四番二五号
呉製網株式会社
代表取締役　村尾禮三郎

合併につき株券等提出公告

当社は、ヤクルト食品工業株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年二月二十七日

佐賀県神埼市神埼町城原三八六〇番地
株式会社麺物語本舗
代表取締役　丸山　秀明

株式交換につき株券等提出公告

当社は、中村留ホールディング株式会社（住所石川県白山市熱野町口一五番地）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年二月二十七日

石川県白山市熱野町口一五番地
中村留精密工業株式会社
代表取締役　中村　健一

新規信託分割の公告

三井住友信託銀行株式会社は、左記のとおり、左記一の信託を平成二十六年三月三十一日付で新規信託分割しますので、公告します。

なお、当該信託は、エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社及び三井住友信託銀行株式会社間の平成二十六年二月二十七日付不動産信託契約変更契約書をもって、適用される法律を信託法（平成十八年法律第一〇八号）及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第一〇九号）の規定による改正後の法律にする合意をされた信託となります。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託について作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、新規信託分割が効力を生ずる日以後における当該従前の信託の信託財産責任負担債務及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込みに関する事項

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都港区芝三丁目三三番一号
三井住友信託銀行株式会社
不動産カストディ部
電話番号　〇三―五二三二―三七三四

一、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

二、新規信託分割が効力を生ずる日以後における当該従前の信託の信託財産責任負担債務及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込みに関する事項

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会下さい。

三、連絡先

東京都港区芝三丁目三三番一号
三井住友信託銀行株式会社
不動産カストディ部
電話番号　〇三―五二三二―三七三四

平成二十六年二月二十七日

受託者
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
三井住友信託銀行株式会社
営業所
東京都港区芝三丁目三三番一号
支配人　千葉　達也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額二百八十三億九千万円を二百五十三億九千万円に減少して発行済優先出資総口数五十六万七千八百口を一口に対して五万円をもって五十万七千八百口に有償消却することとしましたので（減少すべき優先資本金の額は三十億円であり、優先出資の消却に要する金額は三十億円である。）、この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十七日

掲載頁　一三二頁（号外第一三七号）

平成二十六年二月二十七日

東京都中央区日本橋室町三丁目一番二〇号
ジーシックス特定目的会社
取締役　須貝　信

訂正公告

平成二十六年二月二十四日（号外第三十六号）掲載の吸収分割公告（枠組）中「乙の水産仲卸事業に関して有する権利義務を」とあるは「乙の事業に関して有する権利義務の一部を」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十六年二月二十七日

福島県福島市北矢野目字樋越一番地
株式会社福島丸公
代表取締役　石本　朗
福島県福島市北矢野目字樋越一番地
福島水産株式会社
代表取締役　守山　幸志

正誤

ページ	段	行	誤	正
四五	上	一四～一三（終りから）	気象業務に係る民間における気象情報の利用の促進その他の民間の活動	気象業務に係る民間における気象情報の利用の促進その他の民間の活動
〃	〃	八	気象業務に係る民間における気象情報の利用の促進その他の民間の活動の振興に資するための	気象業務に係る民間における気象情報の利用の促進その他の民間の活動の振興に資するための

四五ページ上段終りから一四行目の「の振興に資するための気象業務」は削除する。

（原稿誤り）

同日（同号外）公布国土交通省令第四十六号（気象庁組織規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

第百八条第一号中「百四十八条の六第二項」を「百四十八条の七第二項」に改める。

四三　上　一三　福岡国道　筑後川河川

同日（同号外）公布国土交通省令第四十四号（国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

四四　上　一四　下水道の被災時における　下水道の

同日（同号外）公布国土交通省令第四十一号（地方整備局組織規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

四二ページ上段一九行目の次に次を加える。

平成二十五年五月十六日（号外特第十三号）公布国土交通省令第四十一号（地方整備局組織規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

四二ページ上段一九行目の次に次を加える。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月二十五日付特第四号二
日付政府調達第三七号三二

ページ●同月二十七日付第三九号一二八ページ●同
ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）